



高齢者・障がい者の除雪に関するお知らせ

◆問合せ先 介護・福祉課 ☎64-2111（内線114）

町では「要援護者除雪対策事業」を実施します。下記事項をご理解のうえ、ご希望の方は申し込みを受付いたします。

1. 除雪の要件について

- ①事業の対象は、「玄関から道路（表通り）」までの生活道路の除雪です。
- ②10cm以上の降雪があった日の「朝から昼すぎの間」に「原則1回」除雪を行います。
- ③「屋根から落ちた雪」は片付けません。
- ④玄関から道路までの除雪を行います。
- ⑤「除雪を支援してくれる人が町内に誰もいない方」が対象です。
- ⑥作業員は、除雪訪問を通じて対象者の皆さんの安否を確認しています。

以上をご理解のうえ、利用を希望する方は、下記「2. 利用申込みについて」により申し込みしてください。

2. 利用申込みについて

- ◆実施期間 12月上旬～3月下旬
- ◆対象世帯 除雪作業に従事できる子ども等が町内に居住しておらず、次の①～③のいずれかに該当する世帯
 - ①町民税が非課税の概ね65歳以上の高齢者のみの世帯
 - ②町民税が非課税の障害者手帳を有する障がい者のみの世帯
 - ③町民税が非課税の概ね65歳以上の高齢者と、町民税が非課税の障害者手帳を有する障がい者のみで構成される世帯

※ただし、上記①から③の該当する世帯のうち、申請者の前年の収入が**148万円未満**であること。申込み受付後に審査し、利用の可否を通知します。
- ◆利用料金 1回30分まで150円、60分までは300円。
- ◆申込期間 11月1日（金）～11月18日（月）**期間厳守**
- ◆申込先 役場本庁舎 介護・福祉課 ☎64-2111（内線114）



要援護者除雪対策事業 除雪作業員募集

玄関から道路（表通り）までの除雪が困難な高齢者・障がい者宅の除雪を行う作業員を下記のとおり募集します。

- ◆募集人員 20名程度
- ◆作業内容 スノーダンプ等による手作業での除雪
- ◆応募資格 健康で、野辺地町在住の方
- ◆雇用期間 12月上旬～3月下旬
- ◆就業日 降雪状況による
- ◆時間帯 午前から午後（※除雪車による除雪終了以降）
- ◆賃金 時給1,500円（受持ち手当1件当り月1,000円、自家用車燃料代月3,000円別途支給）
※降雪状況等により、ひと月の賃金が10,000円に満たない場合は、10,000円（最低保証）を支給する。
- ◆締切 11月18日（月）まで、ただし人数不足の場合は随時募集
- ◆申込先 野辺地町社会福祉協議会（健康増進センター内） ☎64-0401